

# NO.89 年金受給者だよりに関するQ&A

平成30年1月

地方職員共済組合



# 目 次

## 1 源泉徴収票について

### (1) 源泉徴収票の送付及び再発行について

問1 源泉徴収票が届かないのですが、なぜですか。…………… 1

問2 障害・遺族を支給事由とする年金については、源泉徴収票は発行されないという  
ことですが、確定申告に使用するため、年金から控除された社会保険料額の証明を  
いただけないでしょうか。…………… 1

問3 「源泉徴収票」を紛失してしまいましたが、再発行できますか。…………… 1

### (2) 源泉徴収票の見方について

問4 源泉徴収票の見方について教えてください。…………… 2

### (3) 源泉徴収票の表示額について

問5 源泉徴収票の「法第203条の3第1号(第2号、第3号、第4号)適用分」はどの  
ように区分されているのでしょうか。…………… 4

問6 平成29年の源泉徴収税額を算定する際の具体的な計算式を教えてください。…… 6

問7 「源泉徴収票」に記載されている源泉徴収税額が昨年より増えているのは、なぜ  
ですか。…………… 11

問8 実際の1年分の振込金額の合計額と、「源泉徴収票」に表示されている「支払金  
額」が一致しません。なぜですか。…………… 11

### (4) 源泉徴収票の記載項目について

問9 「個人住民税」が年金から特別徴収されていますが、「源泉徴収票」に記載があ  
りません。なぜですか。…………… 12

問10 源泉徴収票にマイナンバー(個人番号)は表示されないのでしょうか。…………… 12

### (5) その他について

問11 10月に「平成30年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しまし  
たが、(再就職先に扶養親族等申告書を提出したため)共済組合への提出を取り下げ  
たい(未提出扱いにしたい)と思います。どうしたらよいですか。…………… 12

問12 公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得が20万  
円以下の場合、確定申告が不要と聞きましたが、手続きは不要なのでしょうか。… 13

## 1 源泉徴収票等について

### (1) 源泉徴収票の送付及び再発行について

問1 源泉徴収票が届かないのですが、なぜですか。

答

年金が全額支給停止されている退職・老齢を支給事由とする年金については、源泉徴収票は発行されません。

また、障害・遺族を支給事由とする年金については、非課税となっていますので、源泉徴収票は発行されません。

問2 障害・遺族を支給事由とする年金については、源泉徴収票は発行されないということですが、確定申告に使用するため、年金から控除された社会保険料額の証明をいただけないでしょうか。

答

社会保険料額の証明（社会保険料額納付証明）が必要な場合は、お住まいの市区町村のそれぞれの社会保険（介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療）担当課へお問い合わせください。

問3 「源泉徴収票」を紛失してしまいましたが、再発行できますか。

答

本部（給付課支給係）において再発行しますので、本部（給付課支給係 TEL03-3261-9846）に、お電話またはお手紙で請求してください。

(2) 源泉徴収票の見方について

問4 源泉徴収票の見方について教えてください。

答

以下のとおりとなります。

平成29年分 公的年金等の源泉徴収票

支 受 け る 者	住所又は 居 所											
	氏 名	フリガナ				年金証書記号番号						
		生年月日	明	大	昭	年	月	日				
区 (1) 分			支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額					
法第203条の3第1号適用分							円					
法第203条の3第2号適用分			(2)				(3)					
法第203条の3第3号適用分												
法第203条の3第4号適用分												
本 人		控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の 扶養親族の数	障害者の数		非居住者で ある親族の数	社会保険料の金額	
特 別 障 害 者	そ の 他 の 特 別 障 害 者	特 別 障 害 者	特 別 障 害 者	特 別 障 害 者	特 別 障 害 者	特 別 障 害 者	特 別	特 別	特 別	特 別	特 別	特 別
	(4)		(5)	人	(6)	人	(7)	人	(8)	人	(9)	(10) 千円
控 除 対 象 配 偶 者			控 除 対 象 扶 養 親 族				16 歳 未 満 の 扶 養 親 族					
(フリガナ)			区 分	1	(フリガナ)			区 分	1	(フリガナ)		
氏 名	(11)				氏 名	(11)				氏 名	(11)	
(摘要)	(12)			2	(フリガナ)			区 分	2	(フリガナ)		
					氏 名					氏 名		
支 払 者	法 人 番 号	2700150001147										
	所 在 地	東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル										
	名 称	地方職員共済組合				電 話 番 号	03-3261-9846					

(1) 「区分」欄

問5を参照のこと。

(2) 「支払金額」欄

平成29年中に支払われた年金の合計額(※)を記載

※所得税等や社会保険料が差し引かれる前の金額

(3) 「源泉徴収税額」欄

平成29年中に年金から源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税の合計額を記載

(4) 「本人」欄

該当する場合に「\*」を記載

(5) 「控除対象配偶者の有無等」欄

・「一般」欄

配偶者控除の対象となる配偶者（老人控除対象配偶者を除きます。）がいる場合には「\*」を記載

・「老人」欄

配偶者控除の対象となる70歳以上の配偶者がいる場合には「\*」を記載

(6) 「控除対象扶養親族の数」欄

・「特定」欄

19歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合には「\*」を記載

・「老人」欄

70歳以上の扶養親族がいる場合には「\*」を記載

・「その他」欄

特定、老人以外の扶養親族がいる場合には「\*」を記載

(7) 「16歳未満の扶養親族の数」欄

該当する方の人数を記載

扶養控除の対象外であるが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用される。

(8) 「障害者の数」欄

・「特別」欄

線の右側には、控除対象配偶者や扶養親族が特別障害者である場合の人数を、線の左側には、そのうち同居を常としている方の人数を記載

・「その他」欄

控除対象配偶者や扶養親族が特別障害者以外の障害者である場合の人数を記載

(9) 「非居住者である親族の数」欄

扶養親族のうち、非居住者の方（日本国内に住所を有さず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有していない方）がいる場合には、その人数を記載

(10) 「社会保険料の額」欄

居住地の市区町村からの徴収依頼に基づき年金から控除された「介護保険料」および「後期高齢者医療保険料」(または「国民健康保険料(国民健康保険税)」)の年間徴収額を記載

(11) 「控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」欄

控除対象配偶者、控除対象扶養親族および16歳未満の扶養親族の氏名を漢字で記載(フリガナは記載していません。)

なお、非居住者である場合には、「区分」欄に「○」を記載

(12) 「摘要」欄

3人目以降の(控除対象・16歳未満)扶養親族がいる場合には、氏名を漢字で2人分まで記載

(3) 源泉徴収票の表示額について

問5 源泉徴収票の「法第203条の3第1号(第2号、第3号、第4号)適用分」はどのように区分されているのでしょうか。

答

以下の表のとおり区分され、区分毎に源泉徴収税額の計算式が異なります(具体的な計算式は問6を参照してください。)

①	②	③	④	
支給年金額	扶養親族等 申告書	年金受給権 発生時期	老齢基礎年金	適用
課税対象額 以上	提出	一元化前	受給無し	第1号
			受給有り	第2号
		一元化後	受給の有無 に関係無し	第3号
	未提出			第4号
課税対象額 未満				第4号

1 所得税法第 203 条の 3 第 1 号適用者

平成 29 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出された方のうち、平成 27 年 10 月の被用者年金制度一元化前に年金受給権が発生している方で老齢基礎年金の受給をしていない方

2 所得税法第 203 条の 3 第 2 号適用者

平成 29 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出された方のうち、65 歳以上で平成 27 年 10 月の被用者年金制度一元化前に権利が発生した本来支給の退職共済年金および老齢基礎年金の受給をしている方（65 歳未満で平成 27 年 10 月の被用者年金制度一元化前に権利が発生した繰上げ支給の退職共済年金および老齢基礎年金の受給をしている方も含みます。）

3 所得税法第 203 条の 3 第 3 号適用者

平成 29 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出された方のうち、平成 27 年 10 月の被用者年金制度一元化後に権利が発生した老齢厚生年金および経過的職域加算額（旧職域加算退職給付）ならびに年金払い退職給付の退職年金の受給をしている方

4 所得税法第 203 条の 3 第 4 号適用者

平成 29 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出されなかった方、または、年間の年金支給額が課税対象額以下で扶養親族等申告書の提出を要しない方



問6 平成29年の源泉徴収税額を算定する際の具体的な計算式を教えてください。

答

以下のとおりとなります。

1 扶養親族等申告書の提出があった方

年金支給額から、ご自身の基礎的控除や扶養控除等を控除し、その額に所得税率の5%を乗じ(×0.05)、さらに復興特別所得税の2.1%を上乗せします(×1.021)。

2 扶養親族等申告書の提出がない方

年金支給額に、7.6575%を乗じます(×0.076575)。

(参考) 計算式

1 扶養親族等申告書の提出があった方

(1)平成27年10月の被用者年金制度一元化前に年金受給権が発生している方で老齢基礎年金を受給していない方(所得税法第203条の3第1号適用)

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{各支給期の年金支給額} - \text{控除額}) \times 5\% \times 102.1\%$$

$$\text{※ 控除額} = (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額}) \times \text{支給月数}$$

例：各支給期の年金支給額(2ヶ月分) 282,553円

控除対象配偶者(70歳未満)有りの場合

$$\text{基礎的控除額} = 282,553 \text{円} \div 2 \text{月} \times 25\% + 65,000 \text{円} = 100,320 \text{円}$$

$$\text{人的控除額} = 32,500 \text{円}$$

$$\text{控除額} = (100,320 \text{円} + 32,500 \text{円}) \times 2 \text{月} = 265,640 \text{円}$$

$$\text{源泉徴収額} = (282,553 \text{円} - 265,640 \text{円}) \times 5\% \times 102.1\%$$

$$= \underline{\underline{863 \text{円} (2 \text{ヶ月分})}}$$

(2) 65歳以上で、平成27年10月の被用者年金制度一元化前に発生した本来支給の退職共済年金および老齢基礎年金を受給している方

(所得税法第203条の3第2号適用)

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{各支給期の年金支給額} - [\text{控除額} - (4.75 \text{万円} \times \text{支給月数})] \} \times 5\% \times 102.1\%$$

※ 控除額 = (基礎的控除額 + 人的控除額) × 支給月数

※ 4.75万円は、老齢基礎年金が発生している者に係る控除調整額

(所得税法施行令第319条の6第1項)

例：各支給期の年金支給額（2ヶ月分）282,553円

控除対象配偶者（70歳以上）有りの場合

$$\text{基礎的控除額} = 282,553 \text{円} \div 2 \text{月} \times 25\% + 65,000 \text{円} = 100,320 \text{円}$$

ただし、135,000円未満のため135,000円

$$\text{人的控除額} = 40,000 \text{円}$$

$$\text{控除額} = (135,000 \text{円} + 40,000 \text{円}) \times 2 \text{月} = 350,000 \text{円}$$

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収額} &= \{ 282,553 \text{円} - [350,000 \text{円} - (47,500 \text{円} \times 2 \text{月})] \} \\ &\quad \times 5\% \times 102.1\% = \underline{\underline{1,406 \text{円} (2 \text{ヶ月分})}} \end{aligned}$$

(3) 平成27年10月の被用者年金制度一元化後に年金受給権が発生している方

(所得税法第203条の3第3号適用)

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{各支給期の年金支給額} - [\text{控除額} (\text{※1}) - (4.75 \text{万円} (\text{※2}) \times \text{支給月数})] \} \times 5\% \times 102.1\%$$

※1 控除額 = (基礎的控除額 + 人的控除額) × 支給月数

※2 4.75万円は、老齢基礎年金が発生している者に係る控除調整額ですが、特別支給の老齢厚生年金は対象外となります。

(所得税法施行令第319条の6第2項)

例：65歳以上で各支給期の年金支給額（2ヶ月分）282,553円

控除対象配偶者（70歳未満）ありの場合

$$\text{基礎的控除額} = 282,553 \text{円} \div 2 \text{月} \times 25\% + 65,000 \text{円} = 100,320 \text{円}$$

ただし、135,000円未満のため135,000円

$$\text{人的控除額} = 32,500 \text{円}$$

$$\text{控除額} = (135,000 \text{円} + 32,500 \text{円}) \times 2 \text{月} = 335,000 \text{円}$$

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収額} &= \{282,553 \text{円} - [335,000 \text{円} - (47,500 \text{円} \times 2 \text{月})]\} \\ &\quad \times 5\% \times 102.1\% = \underline{\underline{2,172 \text{円} (2 \text{ヶ月分})}} \end{aligned}$$

## 2 扶養親族等申告書の提出がない方（所得税法第203条の3第4号適用）

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} &= \{ \text{各支給期の年金支給額} - (\text{各支給期の年金支給額} \times 25\%) \} \\ &\quad \times 10\% \times 102.1\% \\ &= \text{各支給期の年金支給額} \times 7.6575\% \end{aligned}$$

例：各支給期の年金支給額（2ヶ月分）282,553円

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収額} &= \{282,553 \text{円} - (282,553 \text{円} \times 25\%)\} \times 10\% \times 102.1\% \\ &= 282,553 \text{円} \times 7.6575\% = \underline{\underline{21,636 \text{円} (2 \text{ヶ月分})}} \end{aligned}$$

(参考) 基礎的控除額および人的控除額

○ 基礎的控除額

受給者の年齢	控除額
65歳未満	支給年金額の月割額×25%+65,000円 (90,000円未満の場合は90,000円)
65歳以上	支給年金額の月割額×25%+65,000円 (135,000円未満の場合は135,000円)

○ 人的控除額

区分	内容	控除額	
本人	障害者	普通障害者	22,500円
		特別障害者	35,000円
	寡婦・寡夫	寡婦および寡夫	22,500円
		特別の寡婦	30,000円
本人以外	控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	32,500円
		老人控除対象配偶者 (70歳以上)	40,000円
	控除対象扶養親族 (1人につき)	一般扶養親族(16歳以上)	32,500円
		特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)	52,500円
		老人扶養親族(70歳以上)	40,000円
	障害者(※) (1人につき)	普通障害者	22,500円
		特別障害者(同居)	62,500円
特別障害者(別居)		35,000円	

(※) 平成23年度から16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されましたが、障害者に該当する場合は、障害者控除が適用されます。

(参考)

○控除対象配偶者、扶養親族等の範囲(平成29年分)

① 控除対象配偶者	受給者(この申告書を提出する人をいいます。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成29年中の所得の見積額が38万円以下の人 (注)ア 給与所得だけの場合は、収入金額が103万円以下の人が該当します。 イ 所得が公的年金だけの場合は、次の人が該当します。 ・年齢65歳未満の人(昭和28年1月2日以降に生まれた人)で、収入金額が108万円以下の人 ・年齢65歳以上の人(昭和28年1月1日以前に生まれた人)で、収入金額が158万円以下の人
② 老人控除対象配偶者	①の控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の人(昭和23年1月1日以前に生まれた人)
③ 扶養親族	受給者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、平成29年中の所得の見積額が38万円以下の人(収入基準は、①控除対象配偶者欄の(注)と同じです。)
④ 控除対象扶養親族	③の扶養親族のうち年齢16歳以上の人(平成14年1月1日以前に生まれた人)
⑤ 特定扶養親族	④の控除対象扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の人(平成7年1月2日から平成11年1月1日までの間に生まれた人)
⑥ 老人扶養親族	④の控除対象扶養親族のうち年齢70歳以上の人(昭和23年1月1日以前に生まれた人)
⑦ 障害者 (特別障害者)	受給者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族で、次のいずれかに該当する人 ア 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……これにあたる人は、すべて特別障害者になります。 イ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。 エ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。 オ 戦傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。 カ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……これに当たる人は、すべて特別障害者になります。 キ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……これに当たる人は、すべて特別障害者になります。 ク 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(昭和28年1月1日以前に生まれた人)で、町村長や福祉事務所長からア、イ又はエに準ずる障害があると認定されている人……このうち、ア、イ又はエの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。
⑧ 同居特別障害者	控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、受給者、その配偶者又は受給者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人
⑨ 寡婦控除	受給者本人で、次に掲げる人 イ 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされていたり、平成29年中の所得の見積額が38万円を超える子は除きます。)のある人。 (イ)夫と死別した後、婚姻していない人、(ロ)夫と離婚した後、婚姻していない人、 (ハ)夫の生死が明らかでない人 ロ 上記イに掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、平成29年中の所得の見積額が500万円以下の人 (イ)夫と死別した後、婚姻していない人、(ロ)夫の生死が明らかでない人
⑩ 特別寡婦控除	⑨の寡婦控除のうち、扶養親族である子を有し、かつ、平成29年中の所得の見積額が500万円以下の人
⑪ 寡夫控除	受給者本人で、次に掲げる人のうち、⑨のイの生計を一にする子があり、かつ、平成29年中の所得の見積額が500万円以下の人 (イ)妻と死別した後、婚姻していない人、(ロ)妻と離婚した後、婚姻していない人、 (ハ)妻の生死が明らかでない人

(注1) 「平成29年中の年間所得」の「見積額」には、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などは含まれません。  
(注2) 控除対象配偶者または控除対象扶養親族が年の途中で亡くなられた場合でも、その年は所得控除が受けられます。  
(注3) 年の途中で申告内容に変更が生じた場合は、その年の確定申告で所得税を精算してください。

問7 「源泉徴収票」に記載されている源泉徴収税額が昨年より増えているのは、なぜですか。

答

源泉徴収税額が増額する理由としては、次のケースが考えられます。

- 1 平成29年分の扶養親族等申告書が未提出であったことから、源泉徴収税額が支給額の7.6575%で計算されたため
- 2 平成28年と比べ、扶養親族等申告書により申告した扶養者数が減ったことから、源泉徴収税額算定のうえで人的控除額が変更となったため
- 3 平成28年と比べ、年金額が増額したため

問8 実際の1年分の振込金額の合計額と、「源泉徴収票」に表示されている「支払金額」が一致しません。なぜですか。

答

支払金額が一致しない理由としては、次のケースが考えられます。

- 1 平成28年以前に支給されるはずの年金が、平成29年中に支給された場合
- 2 平成28年以前の年金支給額に対応する過払金を平成29年中に年金控除等により返還した場合

上記の場合、対応する年ごとに年金支払金額を計算して「源泉徴収票」を発行することとされています。

このため、平成29年にこのようなケースに該当した方の平成29年分の年金支給額と「源泉徴収票」に表示している「支払金額」には相違が生じることとなります。

なお、上記に該当された方には、平成28年以前分の「源泉徴収票」を別途送付しておりますので、ご確認ください。

#### (4) 源泉徴収票の記載項目について

問9 「個人住民税」が年金から特別徴収されていますが、「源泉徴収票」に記載がありません。なぜですか。

答

「源泉徴収票」は所得税法上の書類であるため、「個人住民税（地方税）」は記載されません。

問10 源泉徴収票にマイナンバー（個人番号）は表示されないのでしょうか。

答

年金受給者の方に送付する源泉徴収票には、マイナンバー（個人番号）は表示されません。

なお、平成28年分以降の確定申告（所得税および復興特別所得税や贈与税の申告書の提出）の際には「12桁のマイナンバー（個人番号）の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要となります。

所得税等の申告手続きにつきましては、お近くの税務署にお問い合わせください。

#### (5) その他について

問11 10月に「平成30年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しましたが、（再就職先に扶養親族等申告書を提出したため）共済組合への提出を取り下げたい（未提出扱いにしたい）と思います。どうしたらよいですか。

答

①年金証書記号番号または基礎年金番号、②氏名、③「平成30年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の取下げの旨」を記載したハガキまたは封書を本部（給付課調査係）へご提出ください。

〒102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル  
地方職員共済組合 年金部 給付課調査係宛て

平成 30 年 2 月は既に提出されている扶養親族等申告書を基に所得税の計算をし、年金をお支払いしますが、平成 30 年 2 月下旬までに取り下げ（未提出扱い）の旨ご報告いただいた場合は、平成 30 年 4 月の支払いから、支給額に対して一律 7.6575% の所得税を源泉徴収してお支払いすることになります。

また、平成 30 年 4 月中旬に年金支払通知書を送付します。

問 12 公的年金等の収入が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得が 20 万円以下の場合、確定申告が不要と聞きましたが、手続きは不要なのでしょうか。

答

その年の公的年金等の収入が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が 20 万円以下の方は、確定申告が不要です（所得税法第 121 条）。

ただし、

- ・一定額以上の医療費の支払いがある
- ・生命保険料・地震保険料等の支払いがある
- ・年金控除以外の社会保険料の支払いがある
- ・扶養親族等申告書に記載漏れや誤りがあった
- ・年の途中で扶養親族が増えた
- ・住宅ローン控除を受ける

等の各種控除等を受けられる場合は、税務署にて確定申告を行っていただく必要があります。

なお、所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても、公的年金等以外の収入がある場合や上記の各種控除等を受けられる場合等は住民税の申告は必要となります。

確定申告の手続きについては最寄りの税務署に、住民税の申告についてはお住まいの市区町村におたずねください。

※ 確定申告の時期：平成 30 年 2 月 16 日（金）から 3 月 15 日（木）まで